

サービス利用料金

(1) 利用料金（介護保険の場合） 下記料金は一割負担の場合

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	319円	399円	479円
30分未満	479円	599円	719円
30分以上1時間未満	836円	1,045円	1,254円
1時間以上1時間30分未満	1,146円	1,433円	1,719円
リハビリ訪問 (理学療法士等による訪問)	303円	378円	454円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金 下記料金は一割負担の場合

加算項目	単位	基本料金
初回加算	300単位	307円
特別管理加算(I) (1月につき)	500単位	511円
特別管理加算(II) (1月につき)	250単位	256円
緊急時訪問看護加算1 (1月につき)	574単位	586円
ターミナルケア加算(死亡月)	2,000単位	2,042円
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254単位 260円
	所要時間30分以上の場合	402単位 411円
長時間訪問看護加算	300単位	307円
退院時共同指導加算	600単位	613円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	256円
サービス提供体制強化加算	6単位/回	7円
看護体制強化加算(1月につき)	300単位	307円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<1ヶ月の利用料の目安>

〇〇〇単位 × 【サービス利用回数】 × 0.1 = 合計 円



 円 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 円

(2) 利用料金（医療保険の場合） 老人訪問看護：下記料金の1割又は3割（一定以上所得のある方）

基本療養費	看護師	准看護師
週3日まで	5,550円/日	5,050円/日
4日目以降	6,550円/日	6,050円/日

管理療養費	月の初日	7,440円/日
	2日以降12日目まで	3,000円/日

※医療保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※夜間18時から22時 早朝6時から8時は25%の加算、深夜22時から翌日6時は50%の加算となります。

○サービスの加算料金

加算項目	加算料金
特別管理加算	2.500 円 (5.000 円) /月
緊急訪問看護加算	2.650 円/日
難病等複数回訪問加算	2 回 4.500 円/日 3 回以上 8.000 円/日
長時間訪問看護加算	5.200 円/週
退院時共同指導加算	6.000 円/月 (難病の方は月 2 回まで)
退院支援指導加算 (難病等の方)	6.000 円
在宅患者連携指導加算	3.000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2.000 円 (月 2 回まで)
24 時間対応体制加算	6,400 円/月
ターミナル療養費	20.000 円
情報提供療養費	1.500 円/月
複数名訪問加算	看護師 4.300 円/週 准看護師 3.800 円/週 看護補助者 3.000 円/日 (但し、特定の方は 3,000 円/回)

医療保険法が改正になった場合、利用料金は変更となります。 保険証、医療受給者証などを確認させていただきます。変更がありましたらお知らせ下さい。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- 2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 3) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 4) 真皮を超える褥瘡の状態
- 5) 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算(Ⅰ)は1)に、特別管理加算(Ⅱ)は2)～5)に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日 (末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日) 以上ターミナルケアを行った場合 (ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。) に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ) 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。

※複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※地域区別の単価(7級等地 10.21円)を含んでいます。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

通常の介護保険サービスを超えて利用された場合		
複写物	1枚につき	無料
死後の処置		12,600円

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1 kmにつき	20円
-----	---------	-----

(5) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の30%
③ ご利用日訪問時に不在の場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。